(下線部分変更)

改正案

現 行

暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則

利用者財産の管理等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員の行う暗号資産交換業 に係る取引に関し、利用者から預託される金銭及び暗号資産を会員が適切に管理 するために必要な事項並びに暗号資産の 流出、消失又は不正利用等(以下「流出 等」という。)のリスクへの対応に関する 事項を定め、利用者財産の保護及び暗号 資産交換業に対する利用者からの信頼向 上を図ることを目的とする。

第2章 体制の整備

(基本事項)

- 第2条 会員は、暗号資産交換業に係る取引に 関し利用者から預託される金銭又は暗号 資産(契約により会員が消費できる暗号 資産を除く。以下「利用者財産」という。) を、資金決済法(以下「法」という。)、暗 号資産交換業に関する内閣府令(以下「府 令」という。)その他関連法令等に定める 内容に従い、自己の金銭又は暗号資産と 分別して管理しなければならない。
 - 2 会員は、法第63条の11の2第1項に 規定する履行保証暗号資産を、法、府令 その他関連法令等に定める内容に従い、 履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産 と分別して管理しなければならない。
 - 3 会員は、第一項に定める利用者財産の分別管理及び前項に定める履行保証暗号資産の分別管理に係る業務(以下「分別管理業務」という。)を経営上の最重要事項と位置付けた上で、分別管理業務を適正かつ確実に遂行するために必要な体制を整備しなければならない。

(社内規則)

- 第3条 会員は、分別管理業務に関する社内規 則を定めなければならない。
 - 2 前項に定める社内規則は、次の各号 に掲げる事項を含むものとする。
 - (1)分別管理業務の執行方法及び手続きの詳 細に関する事項
 - (2)分別管理業務に係る業務記録の作成及び 保存に関する事項
 - (3)分別管理業務の職務分掌に関する事項
 - (4)分別管理業務の各担当者における事務マニュアルの整備に関する事項
 - (5) 残高の不一致その他不適切な状況発生

第1章 総則

(目的)

第1条

本規則は、会員の行う仮想通貨の売買等その他利用者財産の管理を伴う仮想通貨関連取引に伴い、会員が利用者から預託される金銭及び仮想通貨を適切に管理するために必要な事項を定め、利用者財産の保護を図ることを目的とする。

第2章 体制の整備

(基本事項)

第2条 会員は、<u>仮想通貨の売買等に基づき</u>利用者から預託される金銭又は<u>仮想通貨</u> (契約により会員が消費できる金銭又は<u>仮想通貨</u>を除く。以下「利用者財産」という。)を、関連法令等に定める内容に従い、自己の金銭又は<u>仮想通貨</u>と分別して管理しなければならない。

(新設)

2 会員は、前項に定める利用者財産の分別管理に係る業務(以下「分別管理業務」という。)を経営上の最重要事項と位置付けた上で、分別管理業務を適正かつ確実に遂行するために必要な体制を整備しなければならない。

(社内規則)

- 第3条 会員は、分別管理業務に関する社内規 則を定めなければならない。
 - 2 前項に定める社内規則は、次の各号に 掲げる事項を含むものとする。
 - (1)分別管理業務の執行方法及び手続きの詳 細に関する事項
 - (2)分別管理業務に係る業務記録の作成及び 保存に関する事項
 - (3)分別管理業務の職務分掌に関する事項
 - (4)分別管理業務の各担当者における事務マニュアルの整備に関する事項
 - (5) 残高の不一致その他不適切な状況発生

時の対処方法に関する事項

- (6) 残高の不一致その他不適切な状況発生 時における取締役会その他これに準ずる 意思決定機関への報告に関する事項
- (7)分別管理業務に関する内部監査及び外部 監査に関する事項
- (8) <u>暗号資産</u>の分別管理業務を第三者に委託する場合には当該第三者による分別管理業務の検証に関する事項

(責任部門等)

- 第4条 会員は、前条で定める社内規則その他本規則に定める分別管理業務を担当する部門(以下「分別管理部門」という。)を設置しなければならない。
 - 2 会員は、分別管理業務に携わる役職員 の業務適性を確認し、かつ、適切な人員 を分別管理部門に配置しなければならな い。
 - 3 会員は、分別管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、関連法令等の内容について教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。
 - 4 会員は、分別管理部門において、次の各号に掲げる業務の担当者を設置するものとする。なお、各業務の担当者は、金銭及び暗号資産の種別ごとに定めるものとし、一の役職員に、受払担当者と照合担当者を兼務させてはならない。また、事故・不正行為等防止の観点から、例えば、各担当者を定期的に交代させる等の適切な措置をとらなければならない。
 - (1) 利用者財産の受払いに係る担当者(以下「受払担当者」という。)
 - (2) 利用者財産の残高と帳簿上の残 高を照合し、残高不一致その他不 適切な状況発生時にはこれを是 正する担当者(以下「照合担当者」 という。)

(分別管理の執行方法の明記)

- 第5条 会員は、利用者財産について、具体的 な分別管理の執行方法を利用者との契約 に明記し、利用者の同意を得なければな らない。
 - 2 会員は、第三者に利用者財産(<u>暗号資産</u>に限る。)を管理させる場合には、その 旨を契約に明記し、利用者からの同意を 得なければならない。

(分別管理監査に係る対応)

- 第6条 会員は、分別管理監査に対応するため の必要な社内体制を整備しなければなら ない。
 - 2 会員は、分別管理監査において把握・ 指摘された重要な事項が、遅滞なく取締 役会及び監査役会(取締役会及び監査役

時の対処方法に関する事項

- (6) 残高の不一致その他不適切な状況発生 時における取締役会その他これに準ずる 意思決定機関への報告に関する事項
- (7)分別管理業務に関する内部監査及び外部 監査に関する事項
- (8)<u>仮想通貨</u>の分別管理業務を第三者に委託 する場合には当該第三者による分別管理 業務の検証に関する事項

(責任部門等)

- 第4条 会員は、前条で定める社内規則その他本規則に定める分別管理業務を担当する部門(以下「分別管理部門」という。)を設置しなければならない。
 - 2 会員は、分別管理業務に携わる役職員 の業務適性を確認し、かつ、適切な人員 を分別管理部門に配置しなければならない。
 - 3 会員は、分別管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、関連法令等の内容について教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。
 - 4 会員は、分別管理部門において、次の各号に掲げる業務の担当者を設置するものとする。なお、各業務の担当者は、金銭及び仮想通貨の種別ごとに定めるものとし、一の役職員に、受払担当者と照合担当者を兼務させてはならない。また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者は定期的に交代させる等の適切な措置をとらなければならない。
 - (1) 利用者財産の受払いに係る担当者(以下「受払担当者」という。)
 - (2) 利用者財産の残高と帳簿上の残 高を照合し、残高不一致その他不 適切な状況発生時にはこれを是 正する担当者(以下「照合担当者」 という。)

(分別管理の執行方法の明記)

- 第5条 会員は、利用者財産について、具体的 な分別管理の執行方法を利用者との契約 に明記し、利用者の同意を得なければな らない。
 - 2 会員は、第三者に利用者財産(<u>仮想通</u> 貨に限る。)を管理させる場合には、その 旨を契約に明記し、利用者からの同意を 得なければならない。

(監査報告書の提出時期)

(新設)

会が設置されている場合に限る。) に報告 される体制を整備しなければならない。

- 3 会員は、分別管理監査において指摘された事項について、遅滞なく改善しなければならない。また、会員の内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しなければならない。
- 4 会員は、利用者財産の分別管理<u>及び履</u> 行保証暗号資産の分別管理の状況に係る 公認会計士又は監査法人による監査の報 告書を、分別管理監査の基準日から4か月 以内に管轄の財務局に提出しなければな らない。

第3章 金銭の分別管理

第1節 総則

(分別管理の方法)

第7条 会員は、利用者<u>財産である</u>金銭(以下 「預り金」という。)については、法第2 条第 16 項に定義される信託会社等への 金銭信託(以下「利用者区分管理信託」と いう。)を設定する方法により、自己の金 銭と分別して管理しなければならない。

(削除)

(利用者区分管理必要額等の算定)

- 第8条 会員は、個別利用者区分管理金額(利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定した額をいう。以下同じ。)及び利用者区分管理必要額(個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下同じ。)を、<u>毎営業日</u>計算の上、記録しなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づく計算を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) <u>信用取引</u>を行う利用者の個別利用区 分管理金額を計算するに際しては、 「<u>暗号資産信用取引</u>に関する規則」第 5条に基づいて算出された利用者の 保有する建玉の評価損益を反映の上 計算すること。
 - (2) 利用者から預かった全ての<u>預り金</u>を 利用者区分管理必要額の計算に含め ること。
 - (3) 利用者区分管理必要額の計算を1円単位で行うこと。
 - (4) 個別の利用者の預り金残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理金額をゼロと計

第6条 会員は、利用者財産の分別管理の状況 に係る公認会計士又は監査法人による監 査の報告書を、同報告書の基準日から4 ヶ月以内に、管轄の財務局に提出しなけ ればならない。

第2章 金銭の分別管理

第1節 総則

(分別管理の方法)

- 第7条 会員は、仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた金銭(以下「預り金」という。)に関し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、自己の金銭と分別して管理しなければならない。
 - (1) 預金銀行等への預金又は貯金(利用 者が預託する金銭であることがそ の名義により明らかなものに限 る。)
 - (2) 信託業務を営む金融機関等への金銭信託で元本補塡の契約のあるもの

(利用者区分管理必要額等の算定)

- 第8条 会員は、個別利用者区分管理金額(<u>仮</u>想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定した額をいう。以下同じ。)及び利用者区分管理必要額(個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下同じ。)を、<u>毎日</u>計算の上、記録しなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づく計算を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) <u>証拠金</u>取引を行う利用者の個別利用区分管理金額を計算するに際しては、「証<u>拠金</u>取引等に関する規則」第5条に基づいて算出された利用者の保有する建 玉の評価損益を反映の上計算すること。
 - (2) 利用者から預かった全ての<u>金銭</u>を利用 者区分管理必要額の計算に含めるこ と。
 - (3) 利用者区分管理必要額の計算を1円単位で行うこと。
 - (4) 個別の利用者の預り金残高がマイナス となる場合には、当該利用者に係る個 別利用者区分管理金額をゼロと計算の

- 算の上、利用者区分管理必要額を計算すること。
- (5) 入金処理の時限以内に入金が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (6) 入金処理の時限以降に入金が確認されたものは、翌営業日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (7) 預り金が外貨の場合には、あらかじめ 定められた外貨の円換算レートに従 って換算された金額を、利用者区分管 理必要額の計算対象とすること。
- (8) 利用者より受入小切手その他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合には、あらかじめ定められた評価方法に従って評価された金額をもって、当該受入小切手等を利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (9) 利用者からの未収入金(収納代行業者、デビットカード及びクレジットカード等を利用して利用者から入金を受けた金銭のうち、会員が現に受領していない金銭をいう。)を利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (10)会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。

(削除)

- (11) 利用者区分管理必要額の計算過程を 保存すること。
- 3 会員は、1か月を超えない期間ごとに、 次に掲げるデータを照合しなければなら ない。
 - (1)総勘定元帳の預り金の勘定残高の合計 額
 - (2)会員が算定する利用者区分管理必要額 (3)利用者勘定元帳記載の差引残高データ の合計額
 - (4)府令第 33 条第1項第5号に定める帳 簿記載の利用者ごとの預り金の残高の 合計量

(削除)

- 上、利用者区分管理必要額を計算すること。
- (5) 入金処理の時限以内に入金が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (6) 入金処理の時限以降に入金が確認されたものを、翌営業日の利用者区分管理必要額の計算対象とすること。
- (7) 預り金が外貨の場合には、あらかじめ 定められた外貨の円換算レートに従っ て換算された金額を、利用者区分管理 必要額の計算対象とすること。
- (8) 利用者より受入小切手その他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合には、あらかじめ定められた評価方法に従って評価された金額をもって、当該受入小切手等を必要額の計算対象とすること。
- (9) 利用者からの未収入金(収納代行業者、デビットカード及びクレジットカード 等を利用して利用者から入金を受けた 金銭のうち、会員が現に受領していない金銭をいう。)を必要額の計算対象とすること。
- (10)会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。
- (12) 利用者区分管理必要額の計算過程を保存すること。
- 3 会員は、1か月を超えない期間ごとに、 総勘定元帳の利用者からの預り金の勘定 残高の合計額と利用者区分管理必要額 を、総勘定元帳の利用者からの預り金の 勘定残高の合計と利用者勘定元帳記載の 残高データの合計額をそれぞれ照合し、 差異が生じている場合には、分別管理す べき金額が利用者区分管理必要額に含ま れていることを確認しなければならない。

第2節 預金等による分別管理

(預金等による分別管理)

- 第9条 会員は、第7条第1項第1号に定める方法による場合には、預り金を区分管理する 口座(以下「区分管理預金」という。)と、 自己の金銭を管理する他の預金口座を区分の上、開設しなければならない。
 - 2 会員は、区分管理預金の残高が利用者区 分管理必要額に不足する事態を防止する ために必要な金額(以下「預り金保全額」 という。)をあらかじめ社内規則で定める ものとし、当該預り金保全額を利用者の預

- り金とともに区分管理預金の中で管理し なければならない。
- 3 会員は、区分管理預金に自己の金銭を混蔵して管理してはならない。ただし、預り金保全額をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該預り金保全額を限度に区分管理預金で自己の金銭を混蔵して管理することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、区分管理預金の中に預り金保全額を超える自己の金銭が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から2銀行営業日以内に、当該事態を解消しなければならない。
- 5 会員は、受払担当者以外の者に区分管理 預金の預入及び払出を行わせてはならない。

(預金等の残高照合)

- 第10条 会員は、照合担当者をして、区分管理預 金の口座残高と利用者区分管理必要額を 適切に照合させなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づく照合を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むもの でなければならない。
 - (1) 区分管理預金の口座残高と総勘定 元帳上の預金残高について、毎営業 日に照合し、かつ、銀行から送付さ れる残高証明書との定期的な照合 を行うこと。
 - (2) 受払担当者による区分管理預金の 受払いに関する指図が誤っていな いかの確認を行うこと。
 - (3) 区分管理預金の口座残高と総勘定 元帳上の預金残高が合致しない場合には、その原因を分析(利用者からの苦情内容の確認等を含む。) すること。
 - (4) 前号に基づく分析結果ではその原 因が究明できない場合には、速やか に取締役会その他これに準ずる意 思決定機関へ報告するとともに、内 部監査部門に報告すること。
 - (5) 区分管理預金の口座残高と利用者 区分管理必要額を比較し、不足額が ある場合には、当該営業日から起算 して2営業日以内(利用者との間 で、利用者から請求があった日から 起算して2営業日よりも短い期限 までに預り金を払い出す旨の合意 を行った場合には当該期限内)に、 その不足額に相当する金銭が口座 に入金されていることを確認する こと。

| 第<u>3</u>節 分別管理信託による分別管理 | (分別管理信託による分別管理)

(利用者区分管理信託による分別管理)

- 第9条 第7条に定める利用者区分管理信託に係る信託契約については、府令第26条第1 項に掲げる要件を充足するものでなければならない。
 - 2 会員は、利用者区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵させてはならない。ただし、利用者区分管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な費用を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該必要額を限度に利用者区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理することができる。
 - 3 会員は、利用者区分管理信託に関し、 自社の商号(名称)・代表者・住所・届出 印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届 出印鑑等に変更が生じた場合は、分別管 理信託に係る信託契約の定めに従って所 定の届出等を行わなければならない。
 - 4 会員は、利用者区分管理信託の受託者を変更する場合、利用者区分管理信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行うものとする。

(削除)

5 会員は、利用者区分管理信託の追加、解 約又は一部解約を受払担当者以外の者に 行わせてはならない。

(利用者区分管理信託の残高照合)

- 第<u>10</u>条 会員は、照合担当者をして、<u>利用者区分</u> 管理信託に係る信託財産の残高と利用者 区分管理必要額を適切に照合させなけれ ばならない。
 - 2 会員は、前項に基づく照合を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) 信託財産の元本の残高と利用者 区分管理必要額について、毎営業 日に照合を行うこと。また、受託 者から送付される信託財産報告 書等との定期的な<u>照合を行う</u>こ と。
 - (2) 追加信託又は信託の一部解約に 関する指図が誤っていないかの

- 第<u>11</u>条 第7条第1項第2号に定める金銭信託 <u>(以下「分別管理信託」という。)に</u>係る 信託契約については、内閣府令第21条に 掲げる要件を充足するものでなければな らない。
 - 2 会員は、分別管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵させてはならない。ただし、分別管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額を混蔵して管理できる旨をあらかじめ社内規則に定めた場合には、当該必要額を限度に分別管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理することができる。
 - 3 会員は、利用者区分管理信託に関し、 自社の商号(名称)・代表者・住所・届出 印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届 出印鑑等に変更が生じた場合は、分別管 理信託に係る信託契約の定めに従って所 定の届出等を行わなければならない。
 - 4 会員は、分別管理信託の受託者を変更する場合、分別管理信託の効力に切れ目が生じることがないように、既に締結済みの信託契約の解約及び新たな受託者との信託契約の締結を行うものとする。
 - 5 会員は、分別管理信託に係る信託財産 については、次の各号に掲げる区分に応 じて評価しなければならない。
 - (1) <u>信託財産が金融商品の場合</u> 当該金融商品の時価
 - (2) <u>信託財産が預金の場合</u> 当該預金の額
 - 6 会員は、利用者区分管理信託の追加、 解約又は一部解約を受払担当者以外の者 に行わせてはならない。

(分別管理信託の残高照合)

- 第<u>12</u>条 会員は、照合担当者をして、<u>分別</u>管理 信託に係る信託財産の残高と利用者区分 管理必要額を適切に照合させなければな らない。
 - 2 会員は、前項に基づく照合を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) 区分管理信託に係る信託財産の 残高と総勘定元帳上の預金残高 について、毎営業日に照合が行わ れ、また、受託者から送付される 信託財産報告書等との定期的な 照合が行われること。
 - (2) 分別管理信託に基づく追加信託 又は信託の一部解約に関する指

確認を行うこと。

- (3) 信託財産の元本の残高と利用者 区分管理必要額が合致しない場合には、その原因を分析(利用者 からの苦情内容の確認等を含む。)すること。
- (4) 前号に基づく分析結果ではその 原因が究明できない場合には、速 やかに取締役会その他これに準 ずる意思決定機関へ報告すると ともに、内部監査部門に報告する こと。
- (5) 信託財産の元本の残高と利用者 区分管理必要額を比較し、不足額 がある場合には、不足額が生じた 日の翌日から起算して2営業日 以内に、その不足額に相当する金 銭が追加信託されていることを 確認すること。

第4章 暗号資産の分別管理 (分別管理の方法)

- 第11条 会員は、利用者財産である暗号資産(以下「預り暗号資産」という。)及び履行保証暗号資産(以下「分別管理対象暗号資産」という。)を自己で管理する場合、自己の暗号資産(履行保証暗号資産を除く。以下同じ。)を管理するウォレットとは別のウォレットで管理しなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。
 - 2 会員は、分別管理対象暗号資産を第三者に管理させる場合、当該第三者をして、 分別管理対象暗号資産以外の暗号資産 管理するウォレットとは別のウォレット (以下、分別管理対象暗号資産を管理する前項及び本項に定めるウォレットを 「区分管理ウォレット」という。)で管理させなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別でる状態で管理させなければならない。
 - 3 会員は、区分管理ウォレットの残高が 区分管理必要量(次条に定める意味をい う。)に不足する事態を防止するために必 要な量(以下「必要保全量」という。)を あらかじめ社内規則で定めるものとし、 当該必要保全量を利用者の分別管理対象 暗号資産とともに区分管理ウォレットの 中で管理しなければならない。
 - 4 会員は、区分管理ウォレットで自己の 暗号資産を混蔵して管理してはならない。ただし、必要保全量をあらかじめ社

- 図が誤っていないかの確認を行うこと。
- (3) 区分管理信託に係る信託財産の 残高と総勘定元帳上の預金残高 が合致しない場合には、その原因 を分析(利用者からの苦情内容の 確認等を含む。) すること。
- (4) 前号に基づく分析結果ではその 原因が究明できない場合には、速 やかに取締役会その他これに準 ずる意思決定機関へ報告すると ともに、内部監査部門に報告する こと。
- (5) 区分管理信託に係る信託財産の 残高と利用者区分管理必要額を 比較し、不足額がある場合には、 当該営業日から起算して2営業 日以内に、その不足額に相当する 金銭が追加信託されていること を確認すること。

第<u>5</u>章 <u>仮想通貨</u>の分別管理 (分別管理の方法)

- 第13条 会員は、仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた仮想通貨(以下「預り仮想通貨」という。)を自己で管理する場合、自己の仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレットで管理しなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。
 - 2 会員は、預り仮想通貨を第三者に管理させる場合、当該第三者をして、会員及び当該第三者の仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレット(以下、預り仮想通貨を管理する前項及び本項に定めるウォレットを「区分管理ウォレット」という。)で管理させなければならない。また、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理させなければならない。
 - 3 会員は、区分管理ウォレットの残高が 利用者区分管理必要量(次条に定める意味をいう。)に不足する事態を防止するために必要な量(以下「預り仮想通貨保全量」という。)をあらかじめ社内規則で定めるものとし、当該預り仮想通貨保全量を利用者の預り仮想通貨とともに区分管理ウォレットの中で管理しなければならない。
 - 4 会員は、区分管理ウォレットで自己の 仮想通貨を混蔵して管理してはならない。ただし、預り仮想通貨保全量をあら

- 内規則に定めた場合には、当該必要<u>保全</u>量と同等の量を限度に区分管理ウォレットで自己の<u>暗号資産</u>を混蔵して管理することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、区分管理ウォレットの中に必要保全量を超える自己の暗号資産が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日の翌日から起算して5営業日以内に、当該事態を解消するための措置をとらなければならない。

(利用者区分管理必要量等の算定)

- 第<u>12</u>条 会員は、個別利用者区分管理量(利用者から預託を受けた<u>預り暗号資産</u>を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。)、利用者区分管理必要量(個別利用者区分管理量の合計をいう。以下同じ。)、履行保証暗号資産の量及び区分管理必要量(利用者区分管理必要量と履行保証暗号資産の量の合計をいう。以下同じ。)を、毎日計算の上、記録しなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づく計算を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) 利用者から預かった全ての預り<u>暗</u> 号資産を利用者区分管理必要量の 計算に含めること。
 - (2) 区分管理必要量の計算を当該<u>暗号</u> 資産に対し会員の定める最少単位 で行うこと。ただし、単位未満の数 については切り上げとすること。
 - (3) 個別の利用者の預り暗号資産の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算すること。
 - (4) 暗号資産の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。
 - (5) 暗号資産の受入処理の時限以降に受入が確認されたものは、翌営業日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。
 - (6) 会計処理ミス等によって異常値が 発生した場合には、適切にこれを補 正すること。
 - (7) 区分管理必要量を<u>毎営業日算定</u>すること。
 - (8) 区分管理必要量の計算過程を保存すること。
 - 3 会員は、1か月を超えない期間ごとに、 利用者区分管理必要量に関する次のデータを照合しなければならない。

- かじめ社内規則に定めた場合には、当該預り仮想通貨保全量を限度に区分管理ウォレットで自己の仮想通貨を混蔵して管理することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、区分管理ウォレットの中に預り仮想通貨保全量を超える自己の仮想通貨が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から5営業日以内に、当該事態を解消するための措置をとらなければならない。

(利用者区分管理必要量等の算定)

- 第<u>14</u>条 会員は、個別利用者区分管理量(<u>仮想通貨の売買等に基づき</u>利用者から預託を受けた<u>仮想通貨</u>を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。)<u>及び</u>利用者区分管理必要量(個別利用者区分管理量の合計をいう。以下同じ。)を、毎日計算の上、記録しなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づく計算を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) 利用者から預かった全ての預り<u>仮</u> <u>想通貨</u>を利用者区分管理必要量の 計算に含めること。
 - (2) 利用者区分管理必要量の計算を当該仮想通貨に対し会員の定める最少単位で行うこと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。
 - (3) 個別の利用者の預り仮想通貨の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算すること。
 - (4) 仮想通貨の受入処理の時限以内に 受入が確認されたものを、当日の利 用者区分管理必要量の計算対象と すること。
 - (5) 仮想通貨の受入処理の時限以降に 受入が確認されたものを、翌営業日 の利用者区分管理必要量の計算対 象とすること。
 - (6) 会計処理ミス等によって異常値が 発生した場合には、適切にこれを補 正すること。
 - (7) 利用者区分管理必要量を算定する ための基礎シートを毎営業日ごと 作成し、これをチェックすること。
 - (8) 利用者区分管理必要量の計算過程を保存すること。
 - 3 会員は、1か月を超えない期間ごとに、 預り仮想通貨の残高データと利用者区分 管理必要量を、預り仮想通貨の残高デー

- (1) 預り暗号資産の残高データ
- (2) 会員が算定する利用者区分管理必要量
- (3) 暗号資産管理明細簿記載の利用者ごとの預り暗号資産の差引残高の合計量
- (4) 府令第 33 条第1項第7号に定める帳 簿記載の利用者ごとの預り暗号資産の残 高の合計量
- 4 会員は、1か月を超えない期間ごとに、 履行保証暗号資産に関する次のデータを 照合しなければならない。
 - (1) 履行保証暗号資産の残高データ
- (2) 会員が算定する履行保証暗号資産の量
- (3) 自己勘定元帳記載の自己が保有する暗 号資産のうち履行保証暗号資産の数量の 残高

(残高照合)

- 第<u>13</u>条 会員は、照合担当者をして、区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の 分別管理対象暗号資産の有高と区分管理 必要量を適切に照合させなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づく照合を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) 区分管理ウォレットに属するブロ ックチェーン上の分別管理対象暗 号資産の有高と分別管理対象暗号 資産の残高データの合計量につい て、毎営業日に一定の頻度で照合 すること。第11条第2項に基づき 分別管理対象暗号資産を第三者に 管理させる場合には、分別管理対 象暗号資産の残高データの合計量 と、第三者が発行した残高証明書 その他区分管理ウォレットに属す るブロックチェーン上の分別管理 対象暗号資産の有高を証明する書 類記載の数量を、毎営業日に一定 の頻度で照合すること。ただし、ブ ロックチェーン上の分別管理対象 暗号資産の有高が異常に減少した 場合その他分別管理対象暗号資産 の流出等を疑わせる事情が生じた 場合には自動的かつ即座にこれを 知らせる仕組みを構築している場 合には、毎営業日に 1 回の照合で 足りる。
 - (2) 受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。
 - (3) 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の分別管理対象暗 号資産の有高と分別管理対象暗号 資産の残高データの合計量が合致 しない場合には、その原因を分析

タと仮想通貨管理明細簿記載の利用者ご との預り仮想通貨の残高の合計量及び府 令第 26 条第1項第4号記載の帳簿記載 の利用者ごとの預り仮想通貨の残高の合 計量をそれぞれ照合し、差異が生じてい る場合には、分別管理すべき金額が利用 者区分管理必要量に含まれていることを 確認しなければならない。

(残高照合)

- 第<u>15</u>条 会員は、照合担当者をして、区分管理 ウォレットに属するブロックチェーン上 の仮想通貨の有高と利用者区分管理必要 量を適切に照合させなければならない。
 - 2 会員は、前項に基づく照合を行うに際 しては、次の各号に掲げる手続を含むも のでなければならない。
 - (1) 区分管理ウォレットに属するブロ ックチェーン上の仮想通貨の有高 と預り仮想通貨の残高データの合 計量について、毎営業日に一定の 頻度で照合すること。第13条第2 項に基づき預り仮想通貨を第三者 に管理させる場合には、預り仮想 通貨の残高データの合計量と、第 三者が発行した残高証明書その他 区分管理ウォレットに属するブロ ックチェーン上の仮想通貨の有高 を証明する書類記載の数量を、毎 営業日に一定の頻度で照合するこ と。ただし、ブロックチェーン上の 仮想通貨の有高が異常に減少した 場合その他仮想通貨の不正流出を 疑わせる事情が生じた場合には自 動的かつ即座にこれを知らせる仕 組みを構築している場合には、毎 営業日に1回の照合で足りる。
 - (2) 受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行うこと。
 - (3) 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高と預り仮想通貨の残高データの合計量が合致しない場合には、その原因を分析(利用者からの苦情内

- (利用者からの苦情内容の確認等 を含む。) すること。
- (4) 前号に基づく分析結果ではその原 因が究明できない場合には、速や かに取締役会その他これに準ずる 意思決定機関へ報告するととも に、内部監査部門に報告すること。
- (5) 区分管理ウォレットに属するブロックチェーン等のネットワーク上の分別管理対象暗号資産の有高データ別管理対象暗号資産不足額が最高がして5営業日以内(利用者との間で、5営業日よりも短い期限までで15場合には当該期限内)に、6 営業日よりも短い期限をででである場合には当該期限内)に、その不足が解消されていることを確認すること。

(削除)

- 容の確認等を含む。)すること。
- (4) 前号に基づく分析結果ではその原 因が究明できない場合には、速や かに取締役会その他これに準ずる 意思決定機関へ報告するととも に、内部監査部門に報告すること。

(外部流出に対するリスク管理等)

- 第16条 会員は、預り仮想通貨の外部流出の原因となり得るオペレーショナル・リスクを、仮想通貨の種別ごとに特定し、評価するものとし、実務上可能な限り、かかるリスクを低減するための必要な措置を講じなければならない。
 - 2 会員は、預り仮想通貨を管理・処分するために必要な秘密鍵(以下「対象秘密鍵」という。)を、ネットワークと接続された環境で管理する場合、情報の安全管理に関する規則第27条第1項第1号の定め及び協会が別途指定する算定方法及び水準を踏まえ、当該環境で管理する仮想通貨の上限をあらかじめ社内規則で定めなければならない。また、当該上限を超える事態が生じた場合、速やかにこれを是正しなければならない。
 - 3 会員は、前項の社内規則で定めた上限を協会に届け出なければならない。また、会員は、 当該上限を変更する場合には、あらかじめ協会に届け出なければならい。
 - 4 会員は、対象秘密鍵について、社内規程に 定める権限者以外の者が物理的にアクセス することができない方法で保管しなければ ならない。
 - 5 会員は、具体的な対象秘密鍵の保管環境、保管方針その他外部流出のリスクを低減するために講じている措置の概要を、自社のホームページ等に掲載する方法により、利用者に対して周知しなければならない。ただし、周知することにより利用者保護が図られないおそれがある情報についてはこの限りでない。

(仮想通貨の払出し)

第17条 会員は、受払担当者以外の者に、預り 仮想通貨の払出しを行わせてはならな

(暗号資産の安全管理)

- 第14条 会員は、分別管理対象暗号資産(府令第 27条第2項で定める必要最小限度の暗号資産 を除く。以下、第2項及び第3項までにおい て同じ。)を自己で管理する場合は、分別管理 対象暗号資産を移転するために必要な秘密鍵 を府令第27条第3項第1号に規定する方法 で管理するものとする。
 - 2 会員は、第三者をして分別管理対象暗号資産の管理させる場合は、府令第27条第2項第2号に規定する方法で管理するものとする。
 - 3 会員は、分別管理対象暗号資産の全部又は 一部が、前二項に定める方法以外の方法によ り管理される事態となった場合には、当該事 態が生じた日の翌日から起算して1営業日以 内に、当該事態を解消させなければならない。
 - 4 会員は、第1項又は第2項に定める方法以外の方法で分別管理対象暗号資産の管理を行う場合、府令第27条第2項に定める水準の限度で、当該方法で管理する分別管理対象暗号資産の上限をあらかじめ社内規則で定めなければならない。
 - 5 会員は、前項の社内規則で定めた上限を協会に届け出なければならない。また、会員は、当該上限を変更する場合には、あらかじめ協会に届け出なければならい。

(利用者への周知)

第15条 会員は、具体的な秘密鍵の保管環境、保管方針その他分別管理対象暗号資産の流出等のリスクを低減するために講じている措置、分別管理対象暗号資産の流出等を検知するための措置及び流出等を検知した場合の対応措置の概要を、自社のホームページ等に掲載する方法により、利用者に対して周知しなければならない。ただし、周知することにより利用者保護が図られないおそれがある情報についてはこの限りでない。

(委託先の管理)

1,

- 2 会員は、受払担当者が預り仮想通貨の 全部又は一部を外部アドレスに払い出す 場合には、複数の対象秘密鍵を用いた電 子署名を要求するなど受払担当者による 不正流用を防止するために必要な措置を 講じなければならない。
- 3 会員は、仮想通貨の売買等に基づいて預り仮想通貨の移転及び受払い(ブロックチェーン等のネットワーク上に反映されない移転及び受払いを含む。)を行った場合には、当該預り仮想通貨の移転及び受払いを帳簿に反映の上、個別利用者区分管理量を記録しなければならない。

(新設)

(委託先の管理)

- 第<u>16</u>条 会員は、分別管理対象暗号資産の管理 を第三者に委託する場合には、当該第三 者による分別管理対象暗号資産の管理に 係る業務(以下「委託管理業務」という。) の適正かつ確実な遂行を確保するために 必要な社内管理体制を整備しなければな らない。
 - 2 前項に基づく社内管理体制の整備には、以下の事項を含むものとする。
 - (1) 委託先の信用状況の確認
 - (2) 委託先において照合担当者及び 受払担当者が選任されており、前5 条の定めに従って適正に委託管理 業務が行われていることの定期的 な確認
 - (3) 外部監査により、本規則及び関連 法令等の内容に従って適正に委託 管理業務が行われているかの検証 が行われていることの確認
 - (4) 委託先の業務継続が不能又は困 難になった場合の分別管理業務の 継続体制
 - (5)前各号のほか、法第63条の9及び 府令第16条各号に定める措置の実施

(受託時の対応)

第<u>17</u>条 会員は、暗号資産の管理を他の暗号資産 産交換業者から受託する場合には、当該 委託元による分別管理に係る体制(前条 に定める委託先の管理に係る社内体制を 含むがこれに限られない。)の整備に、実 務上可能な限り、協力しなければならない。

(協会への報告)

- 第<u>18</u>条 会員は、利用者財産の分別管理の状況 に係る公認会計士又は監査法人による監査 の報告書を、同報告書の基準日から 4 か月 以内に、協会に報告しなければならない。
 - 2 会員は、前項の監査結果に関し、利用者 財産の分別管理の状況について重大な指摘 を受けた場合には、分別管理業務に係る業 務改善の計画を取りまとめ、協会に提出し なければならない。
 - 3 会員は、暗号資産の流出等、利用者財産が毀損する事態が発生した場合には、速やかに、当該内容を協会に届出なければならない。
 - 4 会員は、利用者財産の分別管理に重大 な支障を与える可能性のある事態が発生 した場合又は発生するおそれがあると判 断した場合には、速やかに、当該内容を協 会に報告しなければならない。

- 第18条 会員は、第13条第2項に基づいて預り 仮想通貨の管理を第三者に委託する場合 には、当該第三者による預り仮想通貨の 管理に係る業務(以下「委託管理業務」と いう。)が、安全かつ確実に行われている かを確認するための社内体制を整備しな ければならない。
 - 2 前項に基づく社内体制の整備には、以 下の事項を含むものとする。
 - (1) 委託先の信用状況の確認
 - (2) 委託先において照合担当者及び 受払担当者が選任されており、前5 条の定めに従って適正に委託管理 業務が行われていることの定期的 な確認
 - (3) 外部監査により、本規則及び関連 法令等の内容に従って適正に委託 管理業務が行われているかの検証 が行われていることの確認

(新設)

(4) 前各号のほか、法第 63 条の 9 及 び府令第 15 条各号に定める措置の 実施

(受託時の対応)

第<u>19</u>条 会員は、<u>仮想通貨</u>の管理を他の<u>仮想通</u> 貨交換業者から受託する場合には、当該 委託元による分別管理に係る体制(前条 に定める委託先の管理に係る社内体制を 含むがこれに限られない。)の整備に、実 務上可能な限り、協力しなければならな

第6章 その他

(協会への報告)

- 第<u>20</u>条 会員は、利用者財産の分別管理の状況 に係る公認会計士又は監査法人による監査 の報告書を、同報告書の基準日から4か月 以内に、協会に報告しなければならない。
 - 2 会員は、前項の監査結果に関し、利用者 財産の分別管理の状況について重大な指 摘を受けた場合には、分別管理業務に係 る業務改善の計画を取りまとめ、協会に 提出しなければならない。
 - 3 会員は、<u>仮想通貨</u>の不正流出など利用 者財産が毀損する事態が発生した場合に は、速やかに、当該内容を協会に届出なけ ればならない。
 - 4 会員は、利用者財産の分別管理に重大 な支障を与える可能性のある事態が発生 した場合又は発生するおそれがあると判 断した場合には、速やかに、当該内容を協 会に報告しなければならない。

第6章 流出等のリスクへの対応

(流出等のリスクへの対応)

第19条 会員は、暗号資産(分別管理対象暗号資産を含むがこれに限られない。以下同じ。)の流出等の原因となり得るリスク(以下「流出等のリスク」という。)を、暗号資産の種別ごとに特定・評価するものとし、流出等のリスクを低減するために、次条以下に規定する措置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 会員は、暗号資産の流出等を直ちに検知するために必要な内部管理体制及び流出等を検知した場合に検知内容を速やかに社内周知するための社内連絡体制を整備するとともに、流出等への対応として、二次被害の防止、被害にあった利用者への対応、関係者への報告等の措置を講じることができる緊急時体制を構築するためのコンティンジェンシープランを策定しなければならない。
- 3 会員は、暗号資産の管理に係るシステム等の変更が行われるときには、当該変更にあわせてコンティンジェンシープランの見直しを行い、変更後のシステムに適した対応手順を定めなければならない。
- 4 会員は、暗号資産の管理担当者に対し、漏 えい時対応に係る訓練を実施し、当該事態が発 生した場合には、速やかに手順を実行する準備 が整っていることを確認しなければならない。

(暗号資産の保管)

- 第20条 会員は、次の各号に従い、暗号資産を安 全に管理しなければならない。
 - (1)ハッキングによる暗号資産の流出等を防止するため、単位時間あたりに外部送金する予想数量を著しく上回る数量をオンライン環境に保管しないようにすること。
 - (2)管理する暗号資産の数量に応じて複数のウォレットを設置し、流出等のリスクを分散すること。
 - (3)保管する暗号資産に関する最新のセキュリティ情報を入手し、保管上の対策向上に努めること。

(秘密鍵の管理)

- 第21条 会員は、暗号資産の管理のために使用す る乱数生成器に関し、次の各号を定め、適 切に管理しなければならない。
 - (1)使用する秘密鍵及びシード (秘密鍵の生成に用いる値をいう。以下「秘密鍵等」という。)の生成者に関する事項
 - (2)秘密鍵等及びアドレスの生成手法の事前検証に関する事項
 - (3) 乱数生成器の仕様に関する事項
 - (4)乱数の保管量に関する事項
 - 2 会員は、暗号資産を管理するウォレット (バックアップのためのウォレットを含

(新設)

- む。) に関し、次の各号を定め、 適切に管理しなければならない。
 - (1)秘密鍵等の暗号化及び復号に関する 事項(暗号化方式及び暗号強度に関 する事項を含む。)
 - (2)マルチシグネチャー又は秘密鍵の断 片化に関する事項
 - (3)秘密鍵等へのアクセス権に関する事項
 - (4)秘密鍵等へのアクセスの検知及び記録に関する事項
 - (5)暗号資産の移転時に使用するアドレスに関する事項
 - (6) ウォレットの機能の検証に関する事項
 - (7)秘密鍵等の場所的分散管理及び組織 的分散管理に関する事項(マルチシ グネチャーに使用する秘密鍵又は断 片化された秘密鍵の分散管理に関す る事項を含む。)

(秘密鍵の利用)

- 第22条 会員は、秘密鍵の利用に関し、次の各号を定め、適切に管理しなければならない。
 - (1) 秘密鍵等の管理担当者の認証に関 する事項
 - (2)秘密鍵等の使用環境に関する事項
 - (3) 秘密鍵等の管理担当者の適正性確 認に関する事項
 - (4)署名前の送金確認に関する事項

(管理担当者への権限付与等)

- 第23条 会員は、秘密鍵等の管理担当者への権限の付与及び権限の解除、変更(以下、「権限の付与等」という。)を行い際は、適切かつ確実に行わなければならない。
 - 2 会員は、前項の措置を実践するため、権限の付与等を行うための手順を定め、当該手順を経由して適切に行わなければならない。
 - 3 会員は、暗号資産の管理に関連するすべての情報システムの役割とシステム領域ごとの権限の付与状況等を記録し、秘密鍵等へのアクセス権限を管理しなければならない。
 - 4 会員は、秘密鍵等の管理担当者への権限 の付与等を承認した者及び付与等に係る作 業を行った者、作業結果の確認結果を記録 し、保管しなければならない。
 - 5 会員は、内部監査をもって、秘密鍵等の 管理担当者への権限の付与等の業務が適切 に行われていることを検証しなければなら ない。

(セキュリティの点検)

第24条 会員は、暗号資産の管理に係るシステムに対して、システムへの外部からの侵入に対する脆弱性や特権 ID 保有者及びその

- 他のアクセス権限者の管理状況など、セキュリティに関する重要事項について、定期 的に点検しなければならない。
- 2 会員は、前項の点検により把握した脆弱性への対処方針を策定し、計画的に対処しなければならない。

(データの破棄方針)

- 第25条 会員は、暗号資産の管理に係る業務に おいて使用されるすべての情報記録媒体に 対し、当該媒体に蓄積するデータを削除す るための要件及び削除手順、廃棄の検証手 順を定めなければならない。
 - 2 会員は、前項の手順に従い行ったデータ の廃棄状況について検証し、その結果を記 録保存しなければならない。

(暗号資産の入出金)

- 第26条 会員は、担当者以外の者に、暗号資産の出金を行わせてはならない。
 - 2 会員は、暗号資産の入出金(ブロックチェーン等のネットワーク上に反映されないものを含む。)を行った場合には、当該暗号資産の入出金を適切に帳簿に反映するなど適時かつ適切に記録しなければならない。
 - 3 会員は、次の各号の基準を設け、分別管 理対象暗号資産の入出金状況をモニタリン グしなければならない。
 - (1)1 回の指示による入出金額
 - (2)同一利用者からの一定期間内に指示 された入出金総額
 - (3)全利用者による単位時間当たり入出 金累計額
 - 4 会員は、前項のモニタリングにより基準値に達した場合には、即時に責任者に伝達され、必要に応じ出金業務の停止その他必要な措置を速やかに実施する体制を整備しなければならない。

(自己の暗号資産の残高確認)

- 第27条 会員は、少なくとも1日に1回、自己 保有の暗号資産の残高データとブロックチ エーン上の暗号資産の有高とを照合し、差 異が生じていないことを確認しなければな らない。
 - 2 会員は、前項の照合の結果、差異を発見した場合には、速やかにその原因を特定し、暗号資産保全のために必要な措置を施すとともに、プログラムの欠陥その他システム上の不具合に起因する場合には、プログラム等の改修を図らなければならない。
 - 3 会員は、自己が保有する暗号資産の数量 について、第三者による監査を実施しなければならない。